

企画競争説明書

業務名称：パキスタン国国家防災計画更新に向けた技術支援
プロジェクト

調達管理番号：21a00776

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年11月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国国家防災計画更新に向けた技術支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月 ～ 2025年5月

本プロジェクトのR/D 署名は2021年11月中を予定しており、本契約は右

署名後に行われるものとしします。

また新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【服部一希 : Hattori.Kazuki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ防災第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月3日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月9日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年12月24日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFに

パスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費 (航空賃)

- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - 本邦招へいに係る経費
 - 環境社会配慮、測量等調査（プレF/S）、防災計画策定支援（現地再委託経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PKR1=0.65995 円
- b) US\$ 1 =113.844 円
- c) EUR 1 =132.164 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

- a) 本件業務については、原則「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としませんが、該当する地方への出張につきましては適用の対象とします。出張の期間や出張地域が決まり次第、変更契約にて対応する予定ですので、見積書は全業務期間を通常の報酬単価で計上してください。

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／総合防災計画／ドナー協調
 - b) 洪水対策／河川計画
 - c) 災害リスク削減／地方防災計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.5人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月18日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：総合防災計画に係る各種業務、洪水対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／総合防災計画／ドナー協調
- 洪水対策／河川計画
- 災害リスク削減／地方防災計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／総合防災計画／ドナー協調）】

- a) 類似業務経験の分野：総合防災計画に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：パキスタン国及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：洪水対策／河川計画】

- a) 類似業務経験の分野：洪水対策、河川計画に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：災害リスク削減／地方防災計画】

- a) 類似業務経験の分野：災害リスク削減、地方防災計画に係る各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：パキスタン国及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／総合防災計画／ドナー協調</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>洪水対策／河川計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>災害リスク削減／地方防災計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月5日（水） 14：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パキスタン国国家防災計画更新に向けた技術支援プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は、洪水、地震、土砂災害、サイクロン等自然災害の常襲国であり、2005年の北部大地震、2010年の洪水等、大規模災害に見舞われてきた。このため、パキスタン政府は、従来の事後対応、個別対応中心の災害対策を基本から見直し、国家防災委員会の設立（2007年）、国家防災法（National Disaster Management Act）の制定（2010年）や国家防災庁（National Disaster management Authority: NDMA）の設立等、法制度及び防災体制整備を行ってきた。また、JICAの開発調査型技術協力「国家防災管理計画策定プロジェクト」を通じ、パキスタン初となる国家防災計画（National Disaster Management Plan。以下、NDMPという。）が国家防災委員会により承認され（2013年）、予防・被害軽減、災害横断的対応に軸を置いた防災体制強化に向けて取組を進めているところである。NDMPに基づき、パキスタン政府は州及び県レベルの防災計画の策定を推進しているところであるが、リスク削減事業への貢献は不十分であり、現在の災害リスクを踏まえて当初計画を修正する必要がある。更に、国連防災世界会議（2015年）で策定された「仙台防災枠組2015-2030」では、「防災の事前投資の推進」、「効果的な応急対応に向けた準備の強化」、「より良い復興」等の新たな優先事項への対応が喫緊の課題とされており、同枠組の内容を現在のNDMPに反映させる必要がある。特に洪水リスクに関しては、近年の気候変動や都市化に伴いリスクの増大が見込まれ、持続的な発展のためには、治水事業による洪水リスク削減が急務となっている。

以上のように、パキスタンからNDMPの更新が求められていることから、JICAはパキスタンの国家防災計画策定能力強化を目的とした本案件の実施を決定し、JICAは、2021年8～10月に基本計画策定調査を実施し、追ってR/Dの署名が予定されている。

第3条 プロジェクトの概要

（1） プロジェクト名

パキスタン国国家防災計画更新に向けた技術支援プロジェクト

(2) 事業目的

本事業は、パキスタンにおいて、災害リスク分析、国家防災計画更新のための技術検討資料の作成、洪水分野に係る事前防災投資計画案の検討や関係機関との調整を行うことにより、防災計画策定プロセスの強化を図り、もって事前防災投資の推進に寄与するもの。

(3) 上位目標

更新された国家防災計画（NDMP II）に基づき、事前防災投資に重点を置いた優先プロジェクトが定義され、パキスタン国内で事業の実施が着手される。

指標及び目標値（目標値は詳細計画策定調査後に決定）：

- ・事前防災投資事業のための予算額が増加する。

(4) プロジェクト目標

NDMAの統率・モニタリング・調整の下で実施される国家防災計画の改訂に取り組むことにより、防災計画策定プロセスが強化される。

指標及び目標値（目標値は詳細計画策定調査後に決定）：

- ・現行のNDMPの改善方策を含めたNDMP IIの技術検討資料が作成される。
- ・事前防災投資計画の理念と基本的事項が整理される。
- ・洪水対策に係る事前防災投資計画が策定される。
- ・NDMP IIにおける優先事業を策定する。

(5) 成果

- 1 ハザードと暴露、脆弱性に係る情報収集・分析能力が向上する。
- 2 現行NDMPの進捗状況及び課題が把握され、より実効的なNDMPの策定能力が向上する。
- 3 災害種毎の優先事業ロングリスト（案）が作成され、NDMP IIの技術検討資料が作成される。
- 4 洪水分野に特化した事前防災投資計画（案）に関する検討及び関係機関との調整を通じて事前防災投資の促進能力が向上する。

(6) 活動

以下の活動の一部には、基本計画策定調査終了後に検討した結果が反映されているため、基本計画に基づくR/D（2021年11月署名予定）の記載と異なる部分がある。第6条(6)に記載のとおり、本業務における詳細計画策定調査時にパキスタン側との協議を行い、R/D改訂に反映させることを予定している。

- 1-1 現行のNDMPにおける災害リスク情報の根拠となっているハザード強度及び発生確率の確認。
- 1-2 現行のNDMPにおける災害リスク情報の根拠となっている脆弱性及び曝露データの確認。
- 1-3 現行のNDMPにおける災害リスク情報の更新及び見直しの必要性の確認。
- 1-4 活動1-3で更新及び見直しの必要性が確認された災害リスク情報のリ

スク評価を行う。

- 2-1 活動1-4のリスク評価の結果に基づき、現行NDMPが目指すDisaster Risk Reduction (DRR)の基本戦略とその有効性をレビューする。
- 2-2 現行NDMPの優先プロジェクトや人材育成計画等の活用状況と達成状況について、関係省庁・機関毎にレビューし、課題を特定する。
- 2-3 現行NDMPの課題に係る情報収集・分析を行ったうえで、NDMP IIにおける改善方策を検討する。
- 2-4 上記改善方策を含めたNDMP IIの全体構成を検討する。

- 3-1 防災関係省庁・機関が現状で計画している防災投資事業について情報を収集する
- 3-2 活動1-4のリスク評価の結果と活動3-1情報収集結果を分析し、追加で検討をするべき事業を特定し、予算規模も含め事業の素案を検討する。
- 3-3 活動3-1、3-2を基に、災害種ごとのロングリスト（案）を作成し、優先順位を検討する。
- 3-4 優先事業の実施促進手法を検討しNDMP IIの技術検討資料を作成する。
- 3-5 活動4で作成した洪水分野の事前防災投資計画（案）の経験を踏まえ、次の2点を検討し、取り纏める。①洪水以外の分野でも活用しうる事前防災投資計画の理念と基本的事項、②事前防災投資計画に基づいた事業実施に向けた各省庁とNDMAの果たすべき役割に係る提言。

- 4-1 洪水分野に係るハザードの状況をより詳しく把握するための既存情報収集・整理、被害状況調査、既存洪水対策の評価等を行う。
- 4-2 洪水分野に係る優先事業リストから、気候変動の影響も加味し、特に緊急性・妥当性の高いPriority Projectsを選定する。
- 4-3 活動4-2で選定された優先プロジェクトについて、自然条件に関する調査を行い、構造物対策の概略設計、積算、調達・施工計画等について、プレF/Sレベルの検討を行う。
- 4-4 中央の関係省庁・機関の所掌外となる小規模事業群を選定し、対象州（Province）・県（District）で実施する洪水分野の地方防災計画を作成する。
- 4-5 上述したすべての作業を統合し、洪水分野の事前防災投資計画（案）を作成する。

（7） 対象地域

パキスタン全土

（本案件の執務室はNDMAが位置しているイスラマバードを予定）

（8） 事業実施体制

- 1) カウンターパート (C/P) 機関
国家防災庁 (NDMA)

- 2) プロジェクトダイレクター・マネージャー
- ・プロジェクトダイレクター：NDMA 長官 (Chairman)
- ・プロジェクトマネージャー：NDMA 理事 (Member (DRR))
- 3) 協力機関
- ・連邦洪水委員会 (FFC: Federal Flood Commission)
- ・水利電力開発公社 (WAPDA: Pakistan Water and Power Development Authority)
- ・気象局 (PMD: Pakistan Meteorological Department)
- ・灌漑局 (PIDs: Provincial Irrigation Departments)
- ・気候変動省 (Ministry of Climate Change)
- ・気候変動影響研究センター (GCISC: Global Change Impact Studies Centre)

(9) プロジェクト期間

2022年3月～2025年5月(38ヶ月)

第4条 業務の目的

「国家防災計画更新に向けた技術支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、第3条(2)の事業目的を達成する。

第5条 業務の範囲

- (1) 本業務は、2021年11月に署名予定のR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。
- (2) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、パキスタン国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

- (1) JICAの防災協力における位置づけ

JICAのグローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」におけるクラスター②「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」では、国としての総合的な防災施策展開のための計画・実施能力が自律的に向上しうよう、当該国内でのオールラウンドな防災推進体制の拡充を図ることとしており、国家防災庁を実施機関とする本案件は、パキスタンにおいてその実現を案件全体として第一義的には目指すものである。さらに、クラスター①「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」では、当該国で追求すべき洪水防災の理念を普及・浸透させ、災害リスク削減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に運用されるよう組織の能力強化を図ることとしており、本案件は、連邦洪水委員会を協力機関とし、特に洪水分野の事前防災投資計画案についてよ

り詳細かつ具体の検討を行うことから、同クラスターの推進に実効的に貢献することを目指す。

(2) 本案件で検討する NDMP II について

① 災害マネジメントサイクル（抑止・減災、事前準備、応急対応、復旧・復興）の中で対象とするものについて

2013年に策定された現行NDMPは、2015年に策定された「仙台防災枠組2015-2030」での重点事項である事前防災投資の扱いが特に不十分であるのが実態である。このため、JICAは本案件において、NDMPの外形的な更新そのものではなく、NDMPの更新を実効的に事前防災投資の強化につなげることをもって、パキスタンにおける災害リスク削減を推進することを目指す。以上から、本案件においては、発災前の事前防災投資による抑止・減災に最大の重点を置くこととする。

一方で、先方からの要請時には、災害マネジメントサイクルにおける全ての段階を対象とすることが期待されていた。これに対し、JICAとして事前防災投資が重要であるという考えは変わらないため、「抑止・減災」以外のとり組みに関しては、現行のNDMPや現在の各ライン省庁や地方政府が持つ計画・事業の収集整理と概観的なレビューを行い、NDMP IIとしての情報集約を行う程度を想定している。

② 対象とする災害種

JICAとして実際の災害リスク削減へつながることを意識して協力を行うこととしているため、発生頻度及び発災時の被害規模の観点から災害リスクが最も大きい洪水に対しての検討を最重視し、洪水に関しては優先と判断された事業（活動4-2、4-3におけるPriority Project(s)）のプレF/Sレベルでの検討を行うこととする。後述の⑤にもあるとおり、洪水に関する詳細フルスケールでの事前防災投資計画案の全容は、技術検討資料の別冊と位置付けつつ、他の災害種よりも早期の事業化を意識していく。

一方で、現行のNDMPは全ての災害種¹を対象として策定されており、今回のNDMP IIにおいても同様に全ての災害種を対象として策定することが先方政府からは要請されている。しかし、洪水以外の災害種（蝗害やパンデミックを含む）については、基本的には現行のNDMPや現在の各ライン省庁・地方政府が持つ計画・事業の収集整理と概観的なレビュー、情報集約を行う程度とすることを想定している。ただし、地震に関しては、他の災害種よりも災害リスクが比較的高く優先度も高いことから、リスク評価や対策事業検討等について先方ニーズも踏まえながら、付加的な情報や最新情報を適宜追加していく。

③ NDMP IIの全体構成

要請に記載されたNDMP IIの全体構成は以下の通りとなっている。NDMPでは大きく分けて4つの章（“Main report, Human Resource Development Plan”, “Multi Hazard Early Warning System Plan”, “Instructor’s Guideline on Community Based Disaster Management”）で構成されており、このうち3つの章（“Main report, Human Resource Development Plan”, “Instructor’s Guideline on Community Based Disaster Management”）をMain reportの章に

¹ 全ての災害種について、ここでは、気象災害である洪水、土砂災害に加え地震・津波災害を指している。

まとめる形で更新し、“Multi Hazard Early Warning System Plan”を“National Pre-disaster Investment Plan”の章に更新、新たな章として、“National Disaster Response Plan”、“National Preparedness, Mitigation, Rehabilitation & Reconstruction Plan”を追加している。

今回の案件では、上述のとおり、“Main report”で既存の情報や計画のレビュー・再構成を行い、“National Pre-disaster Investment Plan”の作成に係る支援に重点を置く。“National Disaster Response Plan”、“National Preparedness, Mitigation, Rehabilitation & Reconstruction Plan”についても、先方の計画のレビューを行った上で活用する想定であり、本案件における新たな検討は限定的とする想定である。基本計画策定調査時には、上記の基本的な考え方についてはパキスタン側と合意しているが、全体構成に関しては本案件の中で調整していくこととなる。

なお、人材育成に関しては、「防災人材育成計画プロジェクト」における検討が2021年度中には完了する予定であり、基本的にはこの成果の再構成程度と想定している。

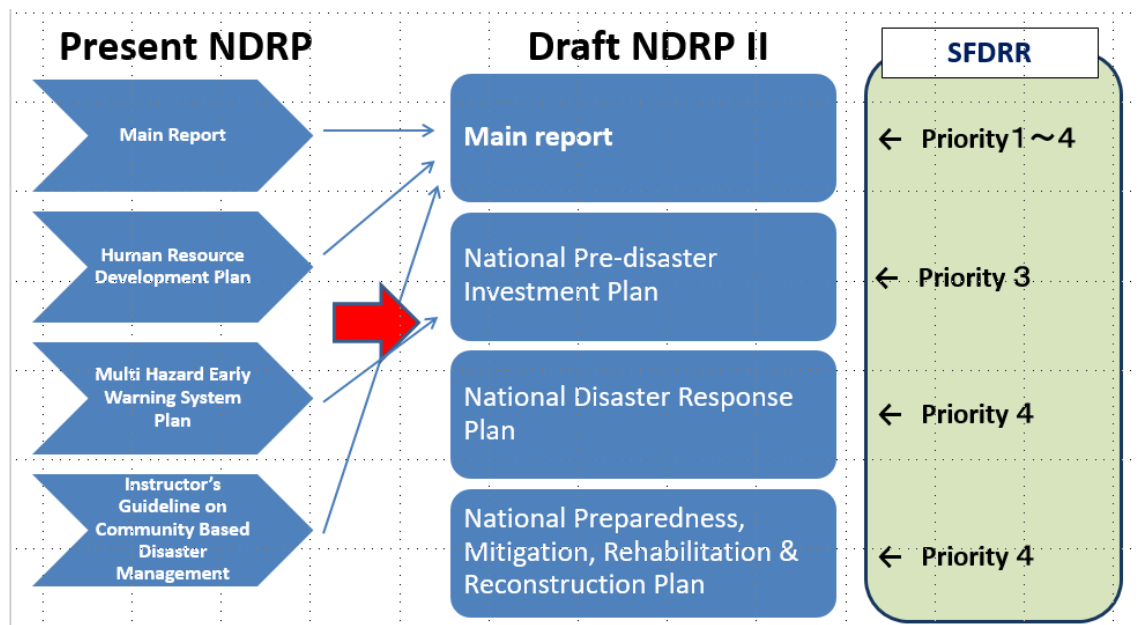


図 NDMP の全体構成と NDMP II の全体構成案（要請書から抜粋。一部訂正。図中の NDRP とは NDMP のこと。）

④ 技術検討資料 (Substantial Contents for NDMP II)

本案件は技術協力プロジェクトであり、本案件で作成する技術検討資料はNDMP IIの基となる資料であるものの、先方の要請及び協議時にはNDMP IIの作成そのものが日本側に期待された経緯があり、脆弱なNDMAの実施体制も勧案すると、日本側が実質的に主体的に内容を取りまとめざるをえないことが想定される。ただし、NDMP IIの最終的かつ形式的な公式化及び計画発行はパキスタン側で行うことが不可欠である点に留意すること。つまり、本案件においては技術検討資料の作成までとどめ、NDMP IIの最終化は行わない。

⑤ 事前防災投資計画について

本案件で作成する事前防災投資計画は、主たる災害種²を対象とするが、洪水は他の災害種よりも高いレベルで分析する。洪水を対象とする詳細フルスケールでの事前防災投資計画案の全容は、別冊の扱いとし、活動4で想定されているプレF/Sにおいて、今後の事業化を念頭に取り組む。

(3) 気候変動影響の考慮

NDMP IIにおける事業の計画については、記述のとおり洪水及び地震以外は、基本的には現在のパキスタン政府の検討結果を活用することを想定しているが、本案件で選定する優先プロジェクト等について、気候変動影響が考慮されているかどうかを確認しつつ整理すること。また、洪水対策事業については、パキスタン政府の方針や考え方も踏まえた気候変動影響を適宜加味した想定雨量でプレF/Sを実施する等、計画において気候変動影響の考慮を適切に行うこと。

(4) 他の JICA プロジェクトとの連携

現在、「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」を実施中であり、被害ポテンシャルが高く洪水リスク削減効果の高い流域における治水整備の在り方や想定される事業を、国内作業により検討している。本案件では、特に活動4による洪水対策については、当該調査結果に基づきつつ、より詳細具体の事業化に向けた検討を行うこと。

また、FFCには JICA 個別専門家「洪水管理アドバイザー」を派遣しており、適宜連携する。

地震に関しては、「全世界地震災害に対する都市強靱化のための防災投資促進に関する情報収集・確認調査」、「全世界地震分野の防災協力の再評価と重点分野の今後の方策検討」（プロジェクト研究）を2021年度に実施中であり、これら案件において収集された情報や検討結果を十分に活用する。

「防災人材育成計画プロジェクト」との関係については、上記(2)③を参照のこと。

(5) 環境社会配慮

本案件では活動内容に洪水分野の事前防災投資計画（案）の作成（ハザード情報の整理、洪水対策優先プロジェクトリストの作成、「Priority Project(s）」（第7条（16）参照）についての自然条件に関する調査・構造物対策の概略設計・積算・調達・施工計画等についてのプレF/Sレベルの検討を含む）が含まれており、（プロジェクト期間中の環境社会への影響は限定的であっても）環境社会影響が生じ得る計画策定を含んでいるため、環境カテゴリはBとなる。

² 主たる災害種について、洪水と地震を含むことを想定しているが、それ以外の災害種については、<https://www.undrr.org/terminology/disaster>で定義されている災害の定義を基にパキスタン政府との協議により決定すること。

(6) 段階的な計画策定によるプロジェクトの検討

本案件では、段階的な計画策定を行う。すなわち、a) 現時点で基本計画が確定してこれに基づく R/D (本章では「現行 R/D」と表記) の締結が予定されており、この段階で迅速に協力を開始し、b) プロジェクト開始後に詳細計画を改めて策定し R/D の改訂を行い、c) 本格活動を開始するものである。

本案件の一部として行う詳細計画策定調査において、受注者は、C/P や JICA と密に連絡をとりながら、「第 7 条 業務の内容 (3) 詳細計画策定調査」に記載の業務を行い、現地業務開始後 3 ヶ月以内を目途に R/D 改訂内容を確認する Minutes of Meeting (以下、「M/M」) (案) 及び 6 項目評価を含む事前評価表 (案) を作成する。

なお、事前評価表は JICA 内での決裁により確定される。その後、JICA 内での決裁を経て、JICA 及び先方政府間によって前段落に記載の M/M の署名が行われることにより、R/D の改訂が確認される。

業務を進めるにあたり、以下①～③を参照すること。

①詳細計画策定調査で行う主な業務

- 各活動の初期段階における基本的な情報収集、他援助機関等の活動状況、その他必要な現状把握・課題抽出
- 現行 R/D 内容 (上位目標、目標、成果、活動内容やスケジュール) の再確認と必要に応じた修正事項の検討
- プロジェクトの各活動の具体的な内容と範囲を定めるための検討
- 関係機関のプロジェクトへの関わり方とその内容に関する確認調整
- プロジェクト目標やアウトプット等の各項目の達成指標や測定方法の検討
また、指標の設定後、速やかに、プロジェクト初期段階の各指標を測定し、「ベースライン」を把握すること。

②上位目標・プロジェクト目標・各成果に係る指標や活動に関する留意事項

現行 R/D に記載の PDM における上位目標・プロジェクト目標・各成果に対応する指標及び活動は、プロジェクトの詳細計画策定調査にて、現状把握や課題の抽出結果に基づいて、プロジェクト関係者全員の合意をもって再定義や追加補足をすることが求められる。これは、プロジェクトの目標を関係者全員が具体的に理解する上で不可欠のプロセスである。指標設定にあたっては、定量的のみならず定性的な指標を採用することを可とするが、曖昧さを避け、客観性を担保するものとしなければならない。

③その他の留意事項

- 特に、基本計画策定にあたっては、現地への調査団派遣ができず、限られた時間の中で関連情報収集や C/P との協議が限定的であったことに留意して、丁寧な協議や合意形成を行うこと。

- 各活動の具体的な内容と範囲の検討にあたっては、現状把握・課題抽出の結果を踏まえ、アウトプットの精度や対象となる地域等を具体的に想定した上で、整理すること。
- 通常の詳細計画策定調査のような JICA による「評価分析」担当団員の派遣等を行わない。R/D 改訂案に係る M/M や 6 項目評価を含む事前評価表（案）の作成についても受注者が主体的に行う。
- R/D 改訂案に係る M/M 及び 6 項目評価を含む事前評価表（案）の作成時期の目途について、渡航制約等により重大な影響が生じる場合には、JICA と協議の上、見直しを行う。

(7) プロジェクト・デザイン・マトリックス及び活動計画（以下、P0）を基本としたパキスタン側との共同運営

プロジェクトの実施、運営においては、PDM 及び P0 に沿ったパキスタン側との共同作業を基本とすること。また、プロジェクトの活動中に変更の必要が生じた際には合同調整委員会（JCC）での協議と合意をもって改訂することとし、受注者はその改訂に協力すること。

(8) 現地調査可能な地域、現地コンサルタントの備上・再委託について

安全管理上日本人が立ち入れる地域が限られているため、適宜現地のコンサルタントの備上・再委託を行うこと。

本業務では、防災計画策定に係る関係省庁・地方政府からの情報収集・整理など（「防災計画策定支援」という）や治水分野におけるプレ F/S に関する環境社会配慮や測量等調査において、現地コンサルタントを活用することにより、効率的な業務となることが想定される。

また、基本計画策定調査時にもパキスタン側から現地のコンサルタントの活用につき要望があった。

(9) ドナー協調

本案件では、JICA が実施する事業だけではなく、他ドナーとのコレクティブインパクトによる連携を通してパキスタンにおける事前防災投資が促進できるよう留意すること。なお、必要に応じ他ドナーからの情報収集も行うこと。下記にパキスタンにおける他ドナーの活動内容の一部を記載する。

- 国際連合開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）：
『仙台防災枠組 2015-2030』に基づいた事業の実施に向けて、NDMA が計画している国家行動計画（National Action Plan : NAP）のレビューと更新活動の支援を実施。また、気候変動対策にも関心が高く、気温上昇によるリスクに備えるため氷河湖決壊洪水（Glacial lake outburst flood : GLOF）の自動観測所設置等の活動を実施。
- アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）：

防災分野における大きな資金ニーズに対応するため、他ドナーとの協調で防災ファンドを設立。また、パンジャブ州灌漑局の洪水対応能力強化支援を行っている。

- 世界銀行（The World Bank :WB）：
シンド州において、干ばつや洪水への対策事業を実施。州・県における災害リスク管理能力強化や、小規模貯水ダム整備等によるインフラ強化の支援を実施している。

【その他、本案件全体に関すること】

（10）プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に関し、JICA に提言を行うことが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況によっては、渡航の制約やプロジェクトサイトでの活動が制限、遠隔での協議と国内作業での活動も想定される。こうした中でも効果的・効率的に業務を進めていく方法を検討すること。

（11）国内及び現地会議の開催支援

受注者は、本案件に関連し開催される以下の国内及び現地会議の開催支援、参加、会議資料及び議事録の作成を JICA の指示に従い行うものとする。

- 本邦及び現地におけるワークプランの説明・協議
- 業務進捗報告書、業務完了報告書に基づく JICA の担当部署及び JICA パキスタン事務所への進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の報告
- 現地で開催するプロジェクト JCC における業務進捗の報告及び実施計画の説明

（12）広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパキスタン及び我が国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクト開始後、積極的かつ効果的な広報に努めること。

（13）仙台防災枠組への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採決された「仙台防災枠組 2015-2030 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030)」を踏まえ、パキスタンが仙台防災枠組の達成に取り組むための材料として、本業務での提案内容及び実施機関の貢献内容を整理し各報告書に記載する。仙台防災枠組では「災害リスクの理解」「強靱化に向けた防災への投資」が掲げられており、本案件を通じ関係者の中で仙台防災枠組への理解が浸透するよう、働きかけること。

(14) プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人の中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本案件で実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICA に報告すること。

(15) JICA との協議・打合せ及び報告書案の提出等

プロジェクトの各段階で、逐次 JICA への報告・説明・協議をする必要があるため、受注者は以下の点に留意すること。

- JICA への報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- JICA との協議・打合せを効率的に進めるために、打合せ資料をメール等で事前送付し、予め JICA 担当者が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- JICA との協議・打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、JICA 担当者の内容の確認を受けること。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等について、JICA 側の十分なレポート案のレビュー時間を確保すること。

(16) 地図の取り扱いについて

本案件の報告書等における地図の取り扱いについては、注意が必要となる場合があるため、報告書等での地図の扱いは、JICA の指示に基づき適切に対応すること。

第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、PDM 上での活動に沿った記載をしているため、必ずしも時系列に沿った記載をしている訳ではない。受注者は国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法を検討すること。また、PDM の上位目標及びプロジェクト目標の定量的評価指標はプロジェクト開始時点では未設定であるため、業務開始後に収集した情報やプロジェクトの進捗を踏まえつつ、適切な評価指標案を提案すること。なお、業務開始後に C/P の能力向上やプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) ワークプラン (W/P) の作成

プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程及び現地活動における活動計画、手法を明示した W/P を取りまとめる。W/P の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、各業務の目的は何か、他の業務とどのように関わってくるか、C/P が果たす役割は何か、C/P の業務量はどの程度か等について C/P 側が具体的にイメージを持つことができるよう配慮する。

(2) W/P の提出・説明・協議

W/P をパキスタン側に提示し、説明及び協議を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域及び現地活動における作業計画、手法、パキスタン側便宜供与、C/P の配置、JCC 設置状況等（特に基本計画や現行 R/D 締結時に双方確認合意した事項）について、現地にて再度確認し必要事項につき合意を得る。

【詳細計画策定調査】

(3) 詳細計画策定調査

① 国内準備

ワークプランの作成と並行し、詳細計画策定調査に向けた国内準備を行う。調査計画及び方針を検討すると共に、C/P 機関への質問票（必要に応じて）の取りまとめを行う。対処方針（案）を作成し、対処方針会議等で協議を行い、渡航前に詳細計画策定調査方針に関して日本側関係者間で合意を図る。

② 詳細計画策定調査の実施

第 6 条（1）に記載の事項を踏まえ、詳細計画策定調査方針に基づき、C/P や JICA と密に連絡をとりながら詳細計画策定調査を行い、現地業務開始後 3 ヶ月以内を目途に R/D 改訂に係る M/M 案及び 6 項目評価を含む事前評価表（案）を作成する。また、基本計画策定調査時に JICA が作成した環境社会配慮結果を詳細計画策定調査の結果に基づき更新する。

なお、以下の活動の一部には、基本計画策定調査後に検討した結果が反映されているため、現行 R/D の内容と異なる部分がある。第 6 条（6）に記載のとおり、本業務における詳細計画策定調査時にパキスタン側との協議を行い改訂 R/D に反映させることを予定している。なお、詳細計画策定調査の結果、さらに見直しが行われる可能性もあるが、プロポーザルはこの業務内容を前提に作成すること。

【成果1に関する業務】

ハザードと曝露、脆弱性に係る情報収集・分析能力が向上する

(4) NDMP に掲載されているハザードごとの災害リスク情報のレビュー及び更新。

- 1) 災害リスク情報の根拠となっているハザード強度及び発生確率の確認（活動 1-1）
- 2) 災害リスク情報の根拠となっている脆弱性及び曝露データの確認（活動 1-2）
- 3) 災害リスク情報の更新及び見直しの必要性の確認。（活動 1-3）
- 4) 活動 1-3 で更新及び見直しの必要性が確認された災害リスク情報の更新及び見直しのためのリスク再評価を行う。（活動 1-4）

活動 1-1 から 1-3 に対しては、現行の NDMP において整理されたデータがあるため、そのレビューを行う。

地震に関しては、既存のハザード分析やリスク評価に問題がないか改めてレビューする。最新の建築基準や法律にも採用されているシナリオ地震を確認の上、災害リスク情報を適宜再評価する。

洪水については、パキスタン政府が公式に使用している気候変動影響のデータも適宜加味しながら、洪水規模ごとの詳細のリスク評価を行う。現在の治水安全度を可能な限り考慮し、洪水規模ごとに氾濫解析も必要に応じて行った上で浸水範囲を評価し、氾濫域内の人口と資産に基づく洪水リスクの再評価を行う。第6条(2)の②にあるとおり、洪水対策に関して重点を置くため、活動4-1で追加的な活動を行う。

【成果2に関する業務】

現行NDMPの進捗状況及び課題が把握され、より実効的なNDMPの策定能力が向上する。

- (5) 活動1-4のリスク評価の結果に基づき、現行NDMPにおけるDisaster Risk Reduction(DRR)の基本戦略とその有効性をレビューする。(活動2-1)
- (6) 現行NDMPの優先プロジェクトや人材育成計画等の活用状況と達成状況について、関係省庁・機関毎にレビューし、課題を特定する。(活動2-2)

これらの活動に関して、以下を含むこととする。

- 現行のNDMPにおける、予算配分・執行状況、事業の進捗状況の確認

これらの活動においては、以下に留意して行うこと。

- 現行のNDMPは「第2条プロジェクトの背景」に記載しているとおり、仙台防災枠組の内容が反映されておらず、DRRにおける有効性は不十分であると想定されるので、活動2-1、2-2を通じて、事前防災投資が進んでない背景・原因の把握に努めること。
- また、パキスタンは実質的に地方分権であることから、各省庁・機関間や州間の連携がされているかという観点にも着目の上、課題を整理すること。特に水分野に関しては、電力セクター(水電力省やWAPDA)と利水セクター(各州灌漑局)との組織を超えた連携・交流がなされていないことを背景に、上流から下流まで一貫した水管理がなされていないのが現状と考えられる。

これらの活動に関し、防災計画策定に係る関係省庁・地方政府からの情報収集・整理などの業務(防災計画策定支援)については、現地再委託を可とする。

- (7) 現行NDMPの課題に係る情報収集・分析を行ったうえで、NDMP IIにおける改善方を検討する。(活動2-3)
- (8) 上記改善方を含めたNDMP IIの全体構成を検討する。(活動2-4)

特に、事前防災投資に重点を置いた計画にするための改善方を検討する。全体構成の検討にあたっては、第6条の(2)に記載の事項を踏まえて行うこと。

【成果3に関する業務】

災害種毎の優先事業ロングリスト（案）が作成され、NDMP II の技術検討資料が作成される。

- (9) NDMP に掲載されていない事業も含め、防災関係省庁・機関（重要インフラ及び防災インフラを所掌するライン省庁等）が現状で計画している防災投資事業について情報を収集する。（活動 3-1）
- (10) 活動 1-4 のリスク評価の結果と活動 3-1 情報収集結果を分析し、追加で検討をするべき防災投資事業を特定し、予算規模も含め災害種ごとの防災投資事業群の素案を検討する。（活動 3-2）

活動 3-2 においては、活動 3-1 で収集した現状計画している事業だけではなく、活動 1-4 及び 4-1 のリスク評価の結果や、第 6 条（4）に記載している「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」や洪水管理アドバイザー他の検討内容も踏まえて、必要と思われるすべてを網羅した防災投資事業群を提案すること。

これらの活動に関し、防災計画策定に係る関係省庁・地方政府からの情報収集・整理などの業務（防災計画策定支援）については、現地再委託を可とする。

- (11) 活動 3-1、3-2 を基に、災害種ごとのロングリスト（案）を作成し、優先順位を検討する。（活動 3-3）

優先順位の検討方法については、各省庁による検討結果を踏まえつつ、リスク削減効果を基準にすることが考えられるが、NDMA と協議の上、決定すること。

- (12) 優先事業の実施促進手法を検討し、NDMP II の技術検討資料を作成する。（活動 3-4）

NDMP II の技術検討資料を作成するにあたっては、上述した活動を踏まえて、パキスタンにおける防災の重点分野、取り組み方針を抽出し、国家レベルの防災体制を強化するための長期的指針となるような案を提案する。

UNDP、WB、ADB 等の他ドナーとも協議し、その結果を踏まえ作成すること。

合意形成にあたっては、日本側の重要とする方針は踏まえた上で、NDMA の主体性を引き出すように留意すること。

- (13) 活動 4 で作成した洪水分野の事前防災投資計画（案）の経験を踏まえ、次の 2 点を検討し、取り纏める。①洪水以外の分野でも活用しうる事前防災投資計画の理念と基本的事項、②事前防災投資計画に基づいた事業実施に向けた各省庁と NDMA の果たすべき役割に係る提言。（活動 3-5）

①、②の2点については、以下を想定している。

- ①：活動4において、洪水対策に係る事前防災投資計画を策定することを通じ、その理念と基本的事項を検討した上で、洪水対策以外の分野でも活用し得る部分（社会全体で中長期的に防災投資計画をシステムティックに最適化する視点など）を整理することにより、他分野における事前防災投資計画の策定促進を狙う。理念と基本的事項に関しては、現時点で以下のような想定をしているが、JICAやパキスタン側と協議しながら、取り纏めていくこととする。

➤ 理念：

- ・ 災害発生後の対応よりも発生前に防災事業を行い、リスクを削減することが被害の軽減に繋がる。
- ・ 特に災害連鎖関係の上流部分の波及効果が高い部分については、よりダイナミックな防災事業に国として取り組むことが、連鎖下流への防災効果が高く、また、長期的な将来リスクの抑止にもつながり、将来の国家全体の成長に直結する。
- ・ 具体的かつ実効的な災害リスク削減に繋がる事業を優先して取り組む。その一方で、目先の対症療法にとどまらず、将来的なリスク削減を通じた開発促進にもつながることを目指す。

➤ 基本的事項：

- ・ 可能な範囲で科学的なデータに基づく検討によるハザード把握
- ・ 災害リスク評価・明確化
- ・ 災害リスク削減に資する事業のリストアップ、実施主体の明確化
- ・ 最適なリスク削減のあり方を踏まえた対策の優先順位付け
- ・ 予算の確保に向けた方策
- ・ 計画の実施、モニタリング、現状・進捗に合わせた更新

- ②：事前防災投資を実際に行うのは、基本的には、事業を担当する各省庁や州政府等の地方政府と考えられるが、中央防災機関であるNDMAが事業担当省庁・地方政府を統率し、事前防災投資を推進していくことが期待される。活動4を通じて、NDMAが治水関係部局・地方政府と調整の上、事前防災投資計画を策定していく過程で得られた知見・経験を活かし、主にNDMAが事業担当省庁・地方政府に対してどのような役割を果たしていくべきかにつき検討し、提言を取り纏める。

【成果4に関する業務】

洪水分野に特化した事前防災投資計画（案）に関する検討及び関係機関との調整を通じて事前防災投資の促進能力が向上する。

- (14) 洪水分野に係るリスクの状況をより詳しく把握するための既存情報収集・整理、被害状況調査、既存洪水対策の評価等を行う。（活動4-1）

活動1-1～1-4においては、現行NDMPのレビューを行い、被害状況（主要な災害履歴）についても情報収集をしているが、活動4-1では全国を俯瞰して重要な既

存の洪水対策の評価を行う。

活動 4-1 を行った上で、流量配分図等にも基づき、上下流バランス等も検討した上で、流域ごとに最適な洪水対策の組み合わせと段階的な実施の基本方針と計画を見極める。

- (15) 活動 4-1 で見極められた基本方針と計画に基づいて、洪水分野の中で特に緊急性・妥当性の高い「Priority Project(s)」を選定する。(活動 4-2)

活動 4-2、4-3 における「Priority Project(s)」は、PDM 上では「priority project(s) with high urgency and relevance of flood countermeasures」と記載されていて、活動 3-3、3-4 等に出てくる「優先事業」(priority projects)と同じ英語表現となっているが、別のものを指していることに留意のこと。選定する Priority Project(s)の数については、1 または 2 を想定しているが、事前に JICA と相談すること。

選定にあたっては、活動 3-3 で作成した優先事業ロングリストを参考にしつつ、第 6 条の (4) の記載事項を踏まえて選定すること。なお、FFC が計画している第 4 次国家洪水防御計画 (National Flood Protection Plan- IV :NFPP-IV) の中にも洪水対策事業が検討されているが、NFPP-IV に記載されている事業群及び優先順位を所与とすることなく、真に流域ごとに最適な洪水対策の組み合わせの観点から不可欠な事業が何か JICA 及び FFC と協議の上、決定すること。

- (16) 活動 4-2 で選定された「Priority Project(s)」について、自然条件に関する調査を行い、気候変動の影響も加味し、構造物対策の概略設計、積算、調達・施工計画等について、プレ F/S レベルの検討を行う。(活動 4-3)

プレ F/S レベルの検討では一例として以下の作業項目を想定しているが、詳細計画策定調査や選定の過程を通じ、選ぶ対策の内容によって変わるため、JICA と協議の上、具体的に定めることとする。環境社会配慮や測量等調査については現地再委託を可とする。

- 1) 河川測量
- 2) 河床材料調査
- 3) 水文統計解析
- 4) 計画規模、計画対象降雨の設定
- 5) 流出解析の初期検討
- 6) 河川構造物等の調査
- 7) 設計基準の提案
- 8) 評価軸の提案
- 9) 環境社会配慮
- 10) 事業実施／運営・維持管理体制の調査と提案
- 11) 治水計画の初期検討の評価
- 12) 河川境界の設定案の作成
- 13) 流出解析
- 14) 氾濫解析
- 15) 河床変動解析
- 16) 構造物対策の基本設計案の作成

- (17) 中央の関係省庁・機関の所掌外となる小規模事業群を1つ選定し、対象州 (Province) ・ 県 (District) で実施する洪水分野の地方防災計画を作成する。
(活動 4-4)

地方防災計画の検討は、NDMP II の実施に向けた促進策・課題の把握を、地方政府レベルの事業で把握することを主な目的として行う。検討にあたっては、JICA の「地方防災計画策定のための8ステップ」(公開資料参照)も活用することとし、上位機関によるリスク削減事業があればこれと連携し、州・県の権限・所掌に応じたリスク削減(特に県は残余リスクの削減が中心となると想定)に向けた取組みを整理すること。

なお、選定した小規模事業群の所在する州・県を対象に地方防災計画を作成する。地方防災計画の作成対象としては、州1つを選定し、その州の中の県を1つ選定する想定である。

対象となる小規模事業群の選定にあたっては、小規模事業群の実施意義(リスク削減効果)を主要な判断基準と想定し、その他、上位機関によるリスク削減事業との相乗効果としてのリスク削減効果等も考慮することを想定しているが、JICA やパキスタン側と十分協議の上、これを定めること。

- (18) 上述したすべての作業を統合し、洪水分野の事前防災投資計画(案)を作成する。(活動 4-5)

事前防災投資計画(案)は第6条の(2)の⑤にあるとおり技術検討資料の別冊として作成すること。

【本邦研修】

- (19) 本邦研修の実施

技術移転の一環として、C/P 職員を中心に研修を実施する。研修計画作成の際には、研修目的を明確にし、研修内容を設定する。また、研修計画の立案にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い、JICA に事前に相談し、承認を得るものとする。

現時点で想定している本邦研修の概要は以下のとおりであるが、詳細計画策定調査において改めて詳細を検討すること。

〈概要〉

実施回数：プロジェクト期間中に2回

受入人数：10名程度/1回 (準高級研修員を全体で3名程度想定)

想定実施時期：2023年5月、2024年2月

実施期間：2週間程度

研修内容：防災計画に関する研修を想定

第8条 報告書等

次の報告書等をJICAの指示に従い、JICAが指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとする。なお調査期間中、報告書に限らず、各種協議、レポート提出

等のタイミングにおいて、JICA本部及びパキスタン事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

・ 報告書等

本案件の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。成果品を業務完了報告書とし、提出期限を2025年5月30日とする。

レポート名	提出時期	部数	提出先
① 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：2部	JICA
② ワーク・プラン	業務開始から約1ヵ月後	英文：4部	JICA及びC/P
③ モニタリングシート	業務開始から半年ごと	和文：2部 英文：3部	JICA及びC/P
④ 詳細計画策定調査報告書(案)	現地業務開始から3ヶ月以内	和文：1部	JICA
⑤ 詳細計画策定調査報告書	現地業務開始から4ヶ月以内	和文：1部 英文：3部 CD-R：2部	JICA
⑥ 業務進捗報告書1	2023年1月中旬	和文：2部	JICA
⑦ 業務進捗報告書2	2024年2月中旬	和文：2部	JICA
⑧ 業務完了報告書	2025年5月30日 なお、ドラフトを2か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：2部 英文：3部 CD-R：3枚	JICA
プロジェクトブリーフノート	業務開始から5ヵ月後 業務開始から12ヵ月後 業務開始から24ヵ月後	電子データにて提出	JICA

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAと受注者で協議、確認する。

・ 詳細計画策定調査報告書記載項目

a) 詳細計画策定結果の概要

① 要請の背景

② 調査内容、調査期間

b) パキスタン国における災害対策の現状と課題

c) 協力の概要

- ① プロジェクトの基本方針、現状・課題における位置づけ
- ② プロジェクト名称
- ③ 上位目標・指標
- ④ 成果・指標
- ⑤ 活動（スコープの選定理由を含む）
- ⑥ 投入計画（傾向機材、研修を含む）
- ⑦ プロジェクトの実施体制
- ⑧ 外部要因、前提条件
- ⑨ 広報計画
- ⑩ プロジェクト実施上の留意点

d) プロジェクトの評価

- ① 妥当性
 - ② 整合性
 - ③ 有効性
- インパクト
- ⑤ 効率性
 - ⑥ 持続性

e) 環境社会配慮

f) 事前評価表

g) 付属資料

h) その他必要な事項

・ 業務進捗報告書/業務完了報告書

- ① 本案件の背景・経緯・目的
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクトの目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でもかまわない。）

- イ) PDM（最新版、変遷経緯）
- ロ) 業務フローチャート
- ハ) 詳細活動計画
- ニ) 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ホ) 研修員受入れ実績
- ヘ) 供与機材・携行機材実績（業務完了報告書には引渡リストを含む）
- ト) 合同調整委員会議事録等
- チ) その他活動実績

・ 技術協力成果品等

技術検討資料

・ プロジェクトブリーフノート

次の仕様のとおり、各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクト

トの概要をJICA内部・関係者・外部に説明するために使用する。

＜JICAプロジェクトブリーフノート仕様＞

各提出時期までの活動の進捗状況に沿って作成する。なお、JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

JICAプロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- (1) プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）
- (2) 各提出時期に内容を更新し、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする
- (3) 図表を多く取り入れて分かりやすくする
- (4) カラーにして見た目にも美しくする
- (5) 日本語、英語の両方で作成

和文・英文共にA4版8枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の4段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1ページ目はタイトル（タイトルの左下にJICAのロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は2段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、タイトル上の「JICAプロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12 とし、本文はMS明朝で大きさは10.5、日本語本文中の英語はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントはMSゴシック（太字）で大きさは16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12 とし、本文はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

その他、詳細に関しては特に規定しない。

「JICAプロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。

・防災情報取りまとめ

JICAが定める様式によりパキスタンの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

・プロジェクト説明パワーポイント（概要説明1枚及び説明数枚程度）：開始時、各年、終了時

・プロジェクト写真集：各年、終了時

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年2月に業務を開始し、全体期間は2025年5月までの約38か月とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

62.00 人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／総合防災計画／ドナー協調（2号）
- ② 事前防災投資計画／予算計画
- ③ 洪水対策／河川計画（3号）
- ④ 災害リスク削減／地方防災計画（3号）
- ⑤ 水文解析／洪水氾濫解析／洪水流出解析
- ⑥ 河川構造物設計
- ⑦ 施工計画／調達計画／積算
- ⑧ 気象・水文／気候変動影響評価
- ⑨ 都市災害／雨水排水対策／土地利用計画
- ⑩ 地震・津波
- ⑪ 組織強化・人材育成計画
- ⑫ 環境社会配慮
- ⑬ データベース／GIS

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 測量等調査
- 環境社会配慮
- 防災計画策定支援

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 基本計画策定調査時作成資料
- JICAで実施している関連プロジェクト（「洪水管理アドバイザー」、「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」「防災人材育成計画プロジェクト」）の関連資料

2) 公開資料

- パキスタン国ライヌラー川洪水危機管理強化プロジェクト終了時評価調査報告書 (https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11980786_01.pdf)
- パキスタン・イスラム共和国防災人材育成計画プロジェクト基本計画策定調査報告書 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12238135.pdf>)

- パキスタン国国家防災管理計画策定プロジェクト（開発計画策定型技術協力）ファイナルレポート和文要約
(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12120457_01.pdf)
 - 地方防災計画策定のための8ステップ英文パンフレット
(<https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/ku57pq00001p03o3-att/8steps.pdf>)
- (5) 対象国の便宜供与
執務スペースの提供
- (6) その他留意事項
- 1) 安全管理

現地での業務実施に当たっては安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録し、渡航前にJICA安全管理部及びパキスタン事務所の安全ブリーフィングを受けること。また、活動地域選定時には、安全面での考慮が必要なことを先方に明確に説明するとともに、活動候補地を検討する際はJICA本部にも早めに共有すること。ラマダン等の時期に配慮した計画を立てること。

現地作業期間中はJICAの対策措置（渡航措置及び行動規範）に従って行動する。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。JICAパキスタン事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況を取得するとともに、移動手段等、安全対策に関する同事務所の指示に従って行動する。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。

以上